

令和2年7月豪雨による災害への対応及び被災者生活再建支援の 充実強化に関する緊急要望

本年7月3日からの「令和2年7月豪雨」では、九州地方を中心とした西日本から、東海、中部地方にかけて、記録的な豪雨となり、大規模な河川の氾濫や土砂災害などにより、多数の人的被害や物的被害が発生している。また、未だに、孤立化した地域があるほか、鉄道や幹線道路、ライフラインの被害も甚大であり、長期にわたり、住民生活に大きな影響があることが懸念される。

また、住宅の被害も、1万6千棟（7月20日時点）を超え、今後、さらに被害は拡大することが想定される中、被災者の生活再建は重要な課題となる。

今回の豪雨による被災地の復旧・復興の促進や、被災者の生活再建の迅速かつ円滑な推進、さらには、今回のような豪雨による被害の発生を繰り返さないために、国において、対策の充実・強化を一層、加速するよう、下記事項について要望する。

1 速やかな人命救助活動の実施

未だ行方不明者がおられることから、迅速な捜索・救助活動に全力で支援すること。

2 被災者の生活支援

(1) 被災者生活再建支援の支援対象の拡大について

全国知事会が要望してきた被災者生活再建支援制度の半壊世帯までの対象拡大について、早期に結論を出し、施策に反映するとともに、令和2年7月豪雨の被害にも適用させること。

(2) 被災者支援の更なる充実について

ア 被災者支援について、被災者生活再建支援法、災害救助法、国の交付金による支援など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度運用を行うこと。

イ 被災者生活再建支援に関して、同一災害であればすべての被災世帯が対象となるよう、適用戸数の要件の緩和を図ること。また、法適用とならない世帯に対して、自治体が独自に支援を行う場合、自治体の財政負担の軽減に努めること。

ウ 平成30年7月豪雨災害の被災者が2年、平成28年熊本地震の被災者が4年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

エ 被災者支援に関する各種制度について、県及び市町村の労務を軽減するため、事務の簡素化や共通化を図るとともに、財政負担が過重にならないよう地方財政措置を強化すること。

オ 災害救助法の応急仮設住宅について、全壊等とされている入居対象者の適用範囲を緩和するとともに、その供給について、必要な支援を行うこと。

また、宅地の造成や関連インフラの整備など、生活再建に多大な負担が掛かることを考慮し、財政措置を強化すること。併せて、被災地の実情に応じた制度の拡充を行うこと。

また、災害救助法の支援内容毎に定められている費用の限度額について、被災地の実情に応じて弾力的な運用を図ること。

カ 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、弁護士等の専門家によるワンストップ相談等の実施に必要な支援を行うこと。

3 公共土木施設等の災害復旧事業の早期の実施について

(1) 激甚災害の指定等の財政支援の充実について

ア 公共土木施設や上下水道施設、農地・農業用施設、林道などの災害復旧や、被害を受けた中小企業への支援などを円滑に行うため、地域の被災状況に応じて、適用措置の範囲を拡大する等、激甚災害の迅速な指定を進めること。

併せて、激甚災害の適用措置における災害復旧事業等の嵩上げ措置については、地域の実情に合わせて対象要件を緩和するとともに、査定設定委託費の補助率を引き上げること。

イ 被災地方公共団体が行う応急復旧や被災者の支援、災害復旧等に多額の経費を要するため、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業に係る予算の確保に特段の配慮を行うこと。

(2) 公共土木施設等の災害復旧事業の早期実施について

ア 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

さらに、被災地域が広範囲に及び、被災施設も多数に上ることから、机上査定で行う要件を緩和するなど、柔軟な運用や手続きの簡素化を図るとともに、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について、地方負担の軽減を図ること。

イ 災害復旧事業の実施にあたっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧だけでなく、堤防の改良や護岸強化、橋梁等の改良復旧を積極的に推進すること。

また、基準に達しない降雨による法面崩壊や、河岸高5割に満たない出水等による護岸などの被災も、被災の規模や長雨などの状況により負担法の対象にできるよう採択基準の緩和を図ること。

ウ 県が管理する河川における大規模な被災箇所については、国の施行による早期復旧を図ること。

特に、堤防の決壊や越水が発生した球磨川や筑後川、大分川、江の川等の国管理河川については、迅速な復旧を図るとともに、地域の実情に応じた再発防止に向けた必要な措置を講じること。

また、大規模に被災した橋梁や、関連する国道、被害が甚大かつ住民への影響が大きい県管理道路・市町村道についても、国の権限代行制度による早期復旧を図ること。県道の復旧については、人員及び予算を確保の上、国の権限代行制度により、迅速かつ強力に進めること。

エ 甚大な被害が発生した市町村においては、自ら災害復旧事業等を実施することが困難な状況にある。市町村が管理する道路等の早期復旧を行い、復興を加速化するためには、災害復旧事業等に係る工事について県による代行が必要となるため、「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する「非常災害」としての指定を行うこと。

(3) 道路、鉄道など交通網の早期復旧について

ア 土砂崩落等により住民の生活道路に甚大な被害が発生しているため、早期復旧に向けて必要な支援を行うとともに、発災時の緊急輸送に不可欠な国直轄道路については地域の基幹となる道路であることから、迅速な復旧を図ること。

イ 孤立地域の解消等に向けて、土砂災害などにより被災した、県管理道路・市町村道など住民の生活道路の早期復旧を図るため、必要な人材や技術、財政支援を行うこと。

ウ 鉄道は地域住民にとって欠かせない交通インフラであることから、早期に復旧できるよう必要な支援を行うこと。

さらに、運行不能となった鉄道区間について、沿線地域の通勤、通学、観光等への影響が大きいため、交通事業者又は地方自治体を実施する代替交通の確保に対して、必要な支援を行うこと。

(4) 社会福祉施設、学校施設等の早期復旧に向けた支援について

ア 浸水などの被害を受けた社会福祉施設、医療関係施設、学校施設等の早期の復旧、再開ができるよう、必要な支援を行うこと。

イ 浸水被害が大きな社会福祉施設等の災害復旧に係る補助対象選定にあたっては、移設、仮設、建替等の柔軟な対応を認めるとともに、施設設備の復旧についても対象とすること。

ウ 被災した消防施設・設備の復旧について、補助制度の創設または地方財政措置を講じること。

(5) ライフラインの早期復旧について

電気、ガス、水道、交通、情報通信など、寸断されたライフラインの早期復旧のための財政支援を講じること。また、水道施設については、災害復旧事業の最低限度額を緩和すること。

(6) 復旧・復興に必要な人材の確保について

ア 迅速な復旧や被災者への生活再建支援など、多くの職種の人材が必要となることから、その派遣について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止にも配慮しつつ、引き続き必要な支援を行うこと。

なお、地方自治体職員の全国的な派遣調整については、被災地における多職種間での緊密な連携が図れるよう、省庁間で十分な調整を行うこと。

イ 地方自治体が職員の派遣や受入れなどに要した経費について、応援団体・受援団体双方に負担が生じないように、支援措置を充実すること。この際、国においては、被災地での支援活動が円滑に実施できるよう、支援活動に従事する者の派遣前後のPCR検査の実施をはじめとした、被災地への応援時の感染防止対策の対応方針を明確にするとともに、PCR検査に係る経費の助成等の財政措置など、必要な支援を行い、被災地で受け入れられやすい環境の整備を進めること。

ウ 役場機能が不全となっている被災市町村の施設の復旧に係る財政的支援や、行政運営体制の早期回復、被災地の復旧に向けた人的、財政的な支援を拡充すること。

エ 大規模・広域災害が発生した場合は応援できる自治体も限られ、人員の不足が被災地の復旧・復興の妨げとなる事態が懸念されることから、今後も TEC-FORCE の派遣や国による権限代行などを通じて地方公共団体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること。

オ 災害ボランティアセンターの設置・運営、資器材の購入等の基盤整備費用、ならびに、被災地の災害ボランティアセンターの運営に従事した応援職員にかかる経費について、支援すること。

また、被災地での新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、被災地域外から支援に入るボランティアの活動に関する考え方を国において整理すること。

4 商工業、農林水産業など産業の再建・復旧への支援

(1) 商工業や農林水産業等に対する支援について

ア 商業施設や工場等の事業所が冠水するなど、事業者には甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者の迅速な事業再開や事業継続に繋がるよう、被災した事業用建物や設備等の復旧を支援すること。

新型コロナ禍も含め、度重なる災害で、厳しい経営環境にある中小事業者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が実現できるよう、「グループ補助金」や「地域企業再建支援事業費補助金」を予算化し、当該補助金にかかる特別な支援制度の枠組みを措置することや、融資制度の更なる充実など、支援策の強化を図ること。

イ 農林水産業の生産活動の早期再開のため、生産基盤や生産施設・機械、鳥獣被害防止柵の復旧、種苗（稚魚など）の再導入等に係る補助制度の支援拡大や創設、災害関連資金の無利子化など生産活動の再開に必要な経費の負担軽減、共済金の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

ウ 農業用施設・機械等の復旧に係る「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」の実施と国庫補助率の嵩上げを行うとともに、経営継続に支障を来す法面崩落などの復旧にも対応すること。また、耐用年数を経過した機械等が被災した場合も交付対象とするとともに被災施設等の撤去及び流入した土砂除去等を事業内容に追加すること。また、十分な予算を確保するとともに、地方負担に対し、特別な地方財政措置を講ずること。

また、新型コロナウイルス感染症対策として措置されている「経営継続補助金」「高収益作物次期作付け交付金」について、農林漁業者及び支援機関が被災しているため、受付期間の延長等に配慮すること。

エ 被災事業者の雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金の助成率の引上げ等、特例措置を実施するとともに、手続きの簡素化や支給の迅速化等を図ること。

平成30年7月豪雨災害で被災した事業者が2年、平成28年熊本地震で被災した事業者が4年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合においても、迅速な事業再開や事業継続が円滑に行われるよう、復旧費用に対する財政支援の拡充を行うこと。

オ 被災した小規模事業者等の災害復旧支援のために、商工会・商工会議所等において臨時的に増嵩する経費に対する国庫補助制度を創設すること。

(2) 観光産業に対する支援について

被害を受けた観光事業者に対して、事業再開に必要な支援を行うこと。

また、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信を行うとともに、新型コロナウイルス感染症との複合的な被害を受けている地域について、災害復旧が進み、観光客の受け入れが可能となった段階で一層手厚い観光振興を行うこと。

5 災害廃棄物対策

(1) 迅速かつ積極的な災害廃棄物処理の推進について

ア 関係地方公共団体並びに関係団体と緊密に連携しながら、被災地の実態を正確に把握し、国として迅速かつ積極的に実状に即した廃棄物の早期の撤去・運搬・処理を図ること。

イ 膨大な災害廃棄物が発生しており、被災市町村の財政負担の軽減を図る必要があるため、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業等について、補助率の嵩上げ等を行うなど、被災地の速やかな復旧・復興が進むよう予算の確保及び早期の採択を行うこと。

また、大規模半壊、半壊の家屋についても事業の対象とするなど、被災者の生活再建支援の視点からも、災害等廃棄物処理事業等の補助対象の拡充を図るとともに、事業実施に当たって適切な助言や広域的な連携支援に関する調整を行うこと。

さらに、道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、市町村以外が道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。

この他、市町村が設置する災害廃棄物の仮置場のスペースを有効に活用できるよう、搬出、選別施設の設置等に係る法令等の弾力的な運用など、支援に努めること。

ウ 災害廃棄物を処理する事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援を実施すること。

エ 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

6 避難対策の強化

(1) 避難対策の強化

毎年のように避難の遅れによる人的被害が発生する状況がある。今回の災害の住民避難に係る課題について、国においても検証を行い、住民の避難を確実に確保するための、危険区域の集落などへの防災無線戸別受信機の配備など、気象情報や避難情報の伝達方法や避難を促す体制、さらには高齢者施設等の避難対策などについて、早急に検討を行うとともに、住民の避難意識を高める普及啓発の強化に取り組むこと。

(2) 避難所等における感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるなか、避難生活の長期化、また、本出水期における新たな水害の発生などに備え、避難所における感染防止対策について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にとどまらず、安定的な財政支援を講じること。また、感染者・濃厚接触者の避難誘導など、感染拡大防止を図るための避難所設置市町村と都道府県等の情報共有のあり方など、避難所運営に係る情報提供や技術的な支援に努めること。

さらに、被災地における感染症予防対策や感染封じ込めの実効性を高めるため、保健所に配置される感染症担当職員や保健衛生担当職員等の体制強化に向けた支援措置を強化すること。

(3) 被災した旅館・ホテルの活用への支援について

高齢者等の要配慮者が安心して避難生活を送るため、被災した旅館・ホテルを避難所として活用できるよう、施設の復旧に対して、国による財政支援を講じること。

7 復旧・復興に向けた財政措置

(1) 国の補正予算の編成について

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確実に取り組めるよう、国において必要な補正予算を編成すること。

(2) 特別交付税総額の増額確保について

様々な財政需要や既に発生した災害への対応に加え、今般の甚大な豪雨被害への対応経費は過大になることが想定されるため、国の補正による加算を行うこと。

また、加算にあたっては、災害対応に要する経費を幅広く捕捉し、その経費を確実に増額確保すること。

8 総合的な防災・減災対策、国土強靱化に向けた取組

(1) 継続的な防災・減災対策の強化について

毎年のように大規模な自然災害が発生し、そのたびに困難な復旧復興を繰り返す実態を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の終了後においても、社会インフラの老朽化対策と道路ネットワークの整備を含め継続的に防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう、予算・財源を安定的に別枠で確保し、対策の更なる強化を図ること。また、令和2年度が期限となる、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の延長又は同様の財政措置を講じること。

(2) 総合的な治水・治山・土砂災害対策の推進について

堤防の決壊や越水が発生した箇所については、河道の整備や浸透対策など、被害発生要因を踏まえた洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施するとともに、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を推進すること。

また、緊急時におけるダムの事前放流や住民への情報伝達を的確に行うために、水系全体における長時間先の洪水予測の精度向上に向けた取組をより一層進めること。

さらに、国、流域自治体等が一体となって取り組む流域治水対策を推進するため、事業予算を確実に確保し、県、市町村や住民等が取り組む流域対策やソフト対策への支援を実施するとともに、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる「中抜け区間」等については、将来的に国による一元管理を検討すること。

また、森林の荒廃や風倒木、土砂・流木の流出による被害が発生している箇所や、下流の人家や公共施設等に影響を及ぼす防災重点ため池については、二次災害防止対策や応急対策、防災・減災対策の実施において、補助事業における採択要件の緩和やソフト対策の充実など、あらゆる支援を実施すること。

あわせて、国有林の荒廃箇所等についても、国において治山・土砂災害対策をより一層推進すること。

(3) 災害発生時における危機管理体制の確保について

災害発生時に早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援や TEC-FORCE 等を含む人的支援の拡充を図ること。

令和2年7月20日

全国知事会緊急広域災害対策本部 本部長
(全国知事会会長) 飯泉 嘉門

全国知事会緊急広域災害対策本部 副本部長
(全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長)
黒岩 祐治